

市第36号議案

横浜市認可地縁団体印鑑条例の一部改正

横浜市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年9月4日提出

横浜市 長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

横浜市認可地縁団体印鑑条例（平成4年12月横浜市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「民法（明治29年法律第89号）第46条第3項」を「地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第1号へ」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 法第260条の9の仮代表者

第2条第1項第3号中「第260条の2第15項において準用する民法第57条」を「第260条の10」に改め、同項第4号中「第260条の2第15項において準用する民法第74条」を「第260条の24」に改める。

第5条第4号中「事務所」を「主たる事務所」に改める。

第13条中「（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項ト」を「第19条第1項第1号ト」に改める。

附 則

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

提 案 理 由

民法及び地方自治法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する必要があるので提案する。